

## **振り仮名通知に関するよくあるお問合せ**

Q1：那覇市に住んでいる（住民登録がある）のに、那覇市から通知書が届きません。なぜですか。

A1：振り仮名通知は、本籍地の市区町村が送付するものです。那覇市にお住まいでも、戸籍の本籍が那覇市ではない方には那覇市から通知書は届きません。本籍地の市区町村にお問合せください。

Q2：私の本籍がどこなのかわかりません。確認する方法はありますか。

A2：「本籍・筆頭者」を記載した「住民票の写し」をご請求いただくことにより、確認することができます。「住民票の写し」ご請求時には運転免許証・マイナンバーカード等のご本人確認書類、手数料が必要です。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

なお、マイナポータルへログインできる方は、マイナポータルから本籍地市区町村を確認することができます。

「住民票の写し」請求方法・那覇市に住民登録がある方はこちら

- ・窓口申請
- ・郵送申請

- ・マイナポータルへのログイン方法
- ・マイナポータルからの本籍地市区町村確認方法

Q3：私の氏名は「スナカワ キヨウコ」ですが、通知書には「スナガワ キヨウコ」と記載されています。届け出は必要ですか。

A3：お手数ですが正しい振り仮名での届出をお願いします。**特に、振り仮名に濁音(^)、半濁音(°)、「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」が含まれる場合は、通知書記載の振り仮名が正しいものではない可能性がありますので、よくご確認をお願いします。**

Q4：別の住所に住む親族の名前が通知書に記載されていません。なぜですか。

A4：同一戸籍かつ同一住所の方は、1通につき4人まで同じ通知書に記載されています。同一戸籍でも、5人目以降の方や、住所が別の方については、住所ごとに通知書を別にして送付しています。

Q5：令和7年5月25日に結婚（婚姻届を提出）しましたが、結婚後と結婚前の情報でそれぞれ通知書が届きました。なぜですか。

A5：**全国で令和7年5月26日を通知書作成の基準日としているため、処理状況により、以前の戸籍・住所情報が記載された通知書が届くことがあります。**お問合せの事例の場合は、結婚後の通知書の内容をご確認ください。

Q6：すでに亡くなった親族の名前と振り仮名が通知書に記載されています。届出は必要ですか。

Q6：A5と同じく、令和7年5月26日を通知書作成の基準日としているため、処理状況により、亡くなられた方に関する情報が通知書に記載されていることがあります、ご了承ください。亡くなられた方に関する手続きは不要です。

Q7：通知書が届く前に「氏の振り仮名の届」「名の振り仮名の届」を届出しましたが、通知書にはその内容が反映されていません。なぜですか。

A7：令和7年5月26日以降に提出された戸籍届（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等）の情報は通知書に反映されていません。

そのため、令和7年5月26日以降に受付を開始した「氏の振り仮名の届」「名の振り仮名の届」の内容も通知書には反映されませんので、ご了承ください。なお「氏の振り仮名の届」「名の振り仮名の届」により届出をした振り仮名が優先されて戸籍及び住民票に記載されます。

Q8：通知書記載の氏名の漢字が、戸籍に記載されているものと字形が異なる字があります。なぜですか。

A8：氏名の漢字は、戸籍上の記載と一部字形が異なる場合がありますが、戸籍の漢字への影響はありません。通知書では、氏名の振り仮名に誤りがないかどうかをご確認ください。

Q9：那覇市から送付される通知書（圧着はがき）はどのようなデザインですか。

A9：このページ下部にある見本画像をご覧ください。

Q10：海外に居住しています。通知書は届きますか。

A10：日本国内に住民登録がない海外居住者の方には、振り仮名の通知書が送付されません。詳しくはこのページ下部の「海外居住者の方へ」をご覧ください。